

名誉会員の待遇についての申し合わせ

(2007年4月14日幹事会了解事項)

1. 名誉会員は、学会の役職の義務を負わず会費を免除される。ただし、会の有料刊行物については実費を負担するものとする(会則第10条)。
2. 上記の「実費」とは書店用の「定価」ではなくて、学会員への「頒価」を意味する。
3. 名誉会員が大会に参加する場合、大会参加費は免除される。但し、それ以外の大会参加に伴う費用は、一般会員と同じ扱いとする。